

〔論 説〕

金融所得課税の現状と課題

谷 川 喜美江

1. はじめに

我が国では、上場株式等の譲渡益や配当に対する軽減税率制度導入など、経済成長を目的とする投資促進のための金融所得課税制度が整備されてきた。しかし、このような税制は、低所得者よりも高所得者に大きな恩恵を与えるもので、長年、格差拡大の要因であるとの指摘もなされてきたところである。

そこで、高所得者優遇と批判の多かった上場株式等の譲渡益や配当に対する軽減税率制度に代わり、少額の投資のみ非課税とする「少額投資非課税制度」(以下「NISA」とする。)が2014年(平成26年)1月1日に導入された。そして、その後、2016年(平成28年)1月1日に「未成年者少額投資非課税制度」(以下「ジュニアNISA」とする。)が、2018年(平成30年)1月1日には「非課税累積投資契約に係る非課税措置」(以下「つみたてNISA」とする。)が導入された。しかし、金融所得に関しては、給与所得や事業所得など他の所得に比べると、今もなお税負担が軽く、格差を生む大きな要因であるとの指摘は少なくない。

そこで、本論文では、まず、現行の金融所得課税制度を概観し、導入から5年目を迎えたNISAをはじめ、ジュニアNISA、つみたてNISAの利用状況を確認する。そして、金融所得課税制度の現状と課題を明らかにしたい。

2. 我が国金融所得課税制度

本章では、我が国における現行の金融所得課税制度を概観したい。

(1) 利子所得、配当所得、株式譲渡所得に関する課税

我が国の利子所得課、配当所得、株式譲渡所得の課税概要は、表1のとおりである。表1のとおり、利子所得は原則として20% (所得税:15%, 住民税:5%)の源泉分離課税で課税関係が終了する。

配当所得は、公募投資信託の収益の分配等と剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配等の大口以外の上場株式等の配当等については、総合課税と申告分離課税のどちらかを選択するか、申告不要制度を選択することが認められている。そして、配当所得のうち剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配等の大口の上場株式等の配当等については、総合課税であるが、このうち1回の支払配当の金額が $10\text{万円} \times \frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のものについては20%の源泉徴収で課税関係が終了する申告不要制度も選択することができる。

株式譲渡所得のうち上場株式等については、申告分離課税とされているが、源泉徴収を

選択した特定口座を通じて行われる譲渡所得については、確定申告不要の特例制度を設けられており、また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除も可能である。なお、株式譲渡所得のうち一般株式等については申告分離課税とされている。

表1 我が国の利子所得，配当所得，株式譲渡所得の課税概要

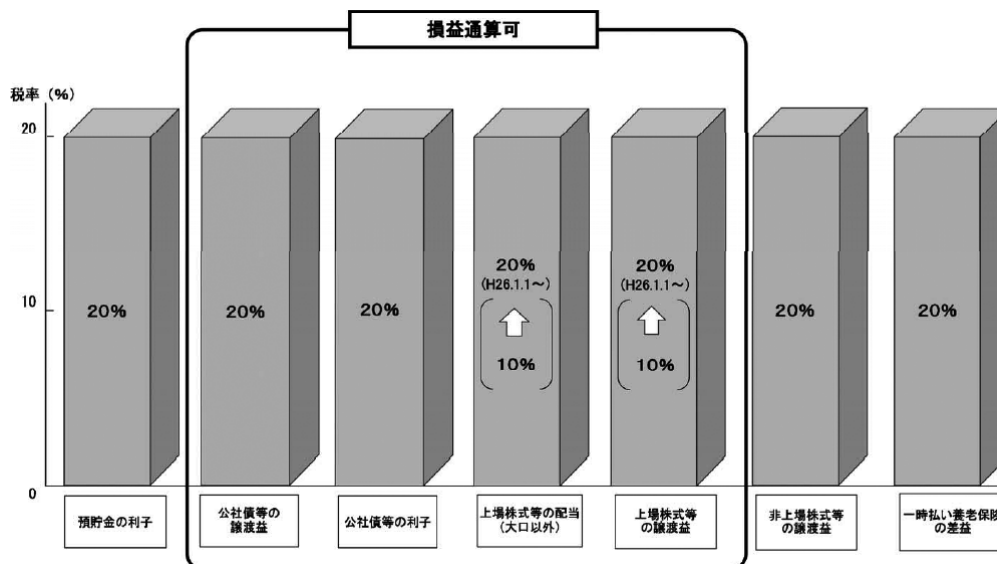
所得		概要
利子所得	預金及び公社債の利子，合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等	・源泉分離課税 20% (所得税：15%で源泉徴収，住民税：5%で特別徴収)
配当所得	公募投資信託の収益の分配等	・総合課税 上場株式等の配当等×10～55% (所得税：5～45%，住民税：10%)
	剰余金の配当 利益の配当 剰余金の分配等	・申告分離課税 上場株式等の配当等×20% (所得税：15%，住民税：10%) のどちらかを選択(申告不要とすることも可)
	上記以外	・総合課税(配当控除) 所得税：5～45%，住民税：10% 20%の源泉徴収(所得税：20%)
	1回の支払配当の金額が $10\text{万円} \times \frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のもの	確定申告不要 20%の源泉徴収(所得税：20%)
株式譲渡所得	上場株式等 ・上場株式，ETF，公募投資信託，特定公社債等	・申告分離課税 上場株式等の譲渡益×20%(所得税：15%，住民税：5%) ※源泉徴収口座における確定申告不要の特例 源泉徴収口座(源泉徴収を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については，源泉徴収(所得税：15%，住民税：5%)のみで課税関係を終了させることができる ※上場株式等に係る譲渡損失の損益通算，繰越控除 上場株式等の譲渡損失の金額があるときは，その年の上場株式等の配当所得等の金額から控除可。 上場株式等の譲渡損失の金額のうち，その年に控除しきれない金額については，翌年以後3年間にわたり，上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得の金額からくり腰控除可。
	一般株式等 ・上場株式等以外の株式等	・申告分離課税 一般株式等の譲渡益×20%(所得税：15%，住民税：5%)

(注) 財務省『金融・証券税制に関する資料』https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b06.htm(2019年2月24日)から筆者作成

(2) 金融所得課税における損益通算

金融所得課税については、2013年度(平成25年度)税制改正で、金融所得課税の一体化の拡充を理由として、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大を行い、2016年(平成28年)平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき配当及び株式譲渡から本制度が適用されている。損益通算範囲拡大については、図1のとおりである。

図1 損益通算拡大範囲



(注1) 上記のほか、『定期積金の給付補填金』や『抵当証券の利息』等も20%源泉分離課税とされている。

(注2) 税率20%の内訳は、所得税15%、住民税5%である。

(出所) 政府税制調査会『説明資料(個人所得税)』2018年10月23日

(3) NISA・ジュニアNISA・つみたてNISA

2014年(平成26年)1月1日に、それまで上場株式等の譲渡益や配当に適用していた軽減税率制度に代わり、NISAが導入された。このNISAの概要を示したものが表2である。そして、その後、2016年(平成28年)4月1日にジュニアNISAが導入され、未成年者を持つ親権者の資産運用も非課税とする制度が創設されたのである。このジュニアNISAの概要を示したものが表3である。

さらに、2017年度(平成29年度)税制改正で、「非課税措置(通称：NISA・ニーサ)は、これまで株式などのリスク資産への投資に親しみがなかった方に継続的な資産形成を始めるインセンティブを付与する観点等から導入された制度ですが、その利用者がこれまでも株式投資を行っていた高齢者層に偏っているなど、必ずしも制度趣旨に沿った利用がなされている状況にはありませんでした。」⁽¹⁾と説明し、「家計の安定的な資産形成を支援する観点から、特に少額からの長期積立・分散投資を促進するための制度」⁽²⁾として、つみたてNISAが創設され、2018年1月1日に運用が開始されている。このつみたてNISAの概要を示したものが表4である。

以上のように、我が国では、利子所得、配当所得、株式譲渡所得については、必ずしも給与所得や事業所得など他の所得と合算して所得税を計算する総合課税制度を適用される

(1) 佐々木誠「租税特別措置法等(金融・証券税制関係)の改正」『29年度税制改正の解説』財務省(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/index.html(2019年1月7日))p.103

(2) 同上, pp. 103-104

表2 NISAの概要

制度利用対象者	20歳以上の居住者等
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当, 譲渡益
非課税投資総額	最大600万円(120万円×5年間)*
新規口座開設期間	2014年(平成26年)から2023年(平成35年)までの10年間
保有期間	最長5年間, 途中売却自由
口座開設数	1人1口座
金融機関の変更	1年ごとに変更可能
口座廃止後の再開設	口座廃止後同一勘定設定期間でも再開設可能

※2015年以前分は100万円であり, 未使用分の翌年以降の繰り越しは不可。

(注) 財務省『平成25年度税制改正』2015年5月4頁の表を金融庁『NISAの概要』<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa/overview/index.html>(2019年1月17日)に基づき筆者修正加筆

表3 ジュニアNISAの概要

制度利用対象者	0歳から19歳の居住者等(口座を開設する都市の1月1日現在)
非課税対象	20歳未満の人が開設するジュニアNISA 口座内の少額上場株式等の配当, 譲渡益
非課税投資総額	最大400万円(80万円×5年間)
年間限度額	80万円(未使用分の翌年以降の繰り越し不可)
新規口座開設期間	2016年(平成28年)から2023年(平成35年)までの8年間*1
非課税期間	最長5年間(期間終了後, ロールオーバーによる継続保有が可能)
管理・運用	口座開設者本人(未成年者)の二親等以内の親族(両親・祖父母等)**2 18歳になるまで原則として払出し不可
口座開設数	1人1口座
金融機関の変更	変更不可(ただし, 廃止後の再開設は可)

※1 2023年12月末以降, 当初の非課税期間(5年間)の満了を迎えても一定の金額までは20歳になるまで引き続き非課税での保有可能。

※2 金融機関によって異なる場合あり。

(注) 財務省『平成27年度税制改正』2015年3月9頁, 金融庁『ジュニアNISAの概要』<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/junior/overview/index.html>(2019年1月17日)より筆者作成

ことなく, 源泉分離課税や申告分離課税, 特定口座を利用することで, 高所得者ほど総合課税で適用される税率よりも低い税率で, 課税関係関係を終了させることが可能となっている。

また, 以前, 導入されていた上場株式等の譲渡益や配当の軽減税率制度(所得税7%, 住民税3%)に代わり導入されたNISAは, その後のジュニアNISAの導入, つみたくてNISAが導入され, 制度導入により「少額」に限定されてはいるが非課税制度の拡充が図られているのである。

表 4 つみたて NISA の概要

制度利用対象者	20歳以上の居住者等（口座を開設する年の1月1日現在）、ただし、「NISA」か「つみたてNISA」のいずれか一方の選択制
投資対象商品	<p>長期の積立・分散投資に適した公募・上場株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り）</p> <p>○例えば公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売手数料はゼロ（ノーロード） ・信託報酬は一定水準以下（例：国内株のインデックス投信の場合0.5%以下）に限定 ・顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ・信託契約期間が無期限または20年以上であること ・分配頻度が毎月でないこと ・ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
非課税投資総額	最大800万円（40万円×20年間）
年間限度額	40万円（未使用分の翌年以降の繰り越し不可）
新規口座開設期間	2018年（平成30年）から2037年（平成49年）まで
非課税期間	最長20年間
口座開設数	1人1口座*
金融機関の変更	1年ごとに変更可能*

※ NISA口座内で「NISA」と「つみたてNISA」を1年単位で変更することは可能だが、「つみたてNISA」ですでに投資信託を購入している場合においては、その年は他の金融機関又は「NISA」への変更不可。
 (注) 財務省『平成29年度税制改正』2017年4月4頁の表を金融庁『つみたてNISAの概要』<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/overview/index.html>(2019年1月17日)に基づき筆者修正加筆

3. NISAの利用状況

金融庁では、四半期毎にNISAの開設・利用状況を調査し、その結果を公表している。本章では、金融庁の公表データに基づき、NISA(つみたてNISAを含む)、ジュニアNISAの利用状況を確認したい。

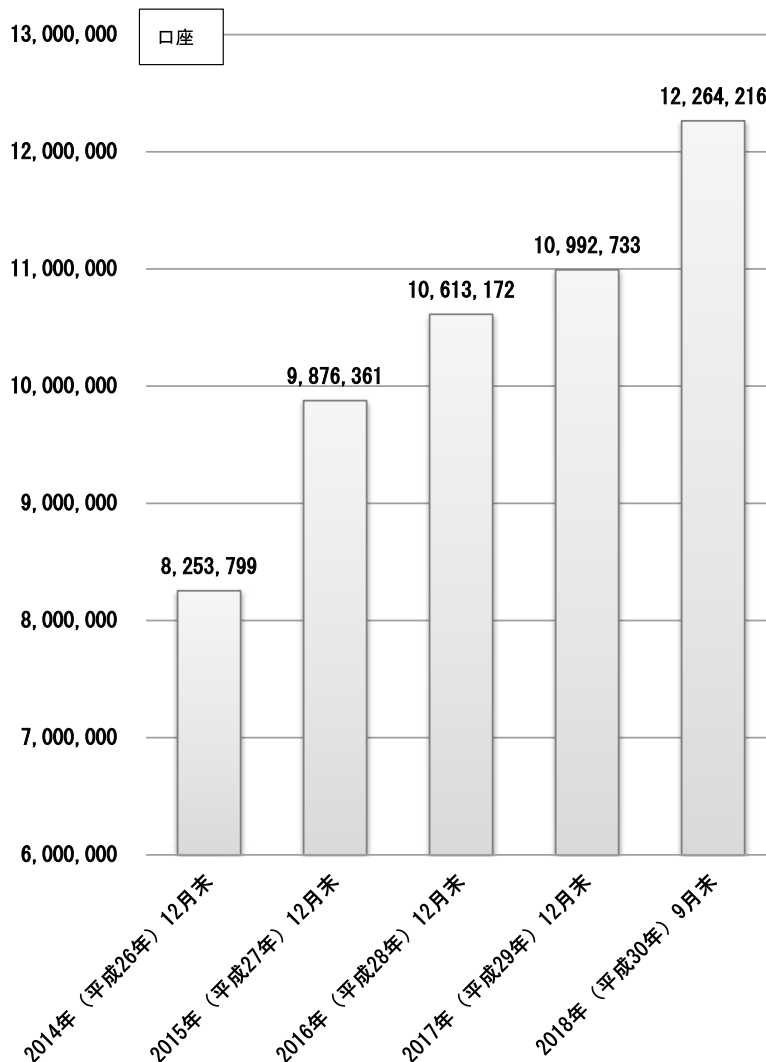
(1) NISAの利用状況

2014年（平成26年）12月末から2018年（平成30年）9月末⁽³⁾のNISAの口座開設総数を示したものが図2である。口座開設数の総数は2014年（平成26年）12月末に8,253,799口座であったものが、2015年（平成27年）12月末には9,876,361口座、2016年（平成28年）12月末には10,613,172口座、2017年（平成29年）12月末には10,992,733口座、2018年（平成30年）9月末には12,264,216口座に増加している。特に2018年につみたてNISAが導入されたことから大きく増加している。

次に、2014年（平成26年）12月末から2017年（平成29年）12月末までの年代別NISA口座割合を示したものが図3、年代別NISA買付額割合を示したものが図4である。NISA口座割合について、NISA導入当時の2014年（平成26年）1月末は60代以上が

(3) 金融庁から公表されている最新データが2018年（平成30年）9月30日現在のものであることから、2018年は2018年9月30日現在の口座数による。

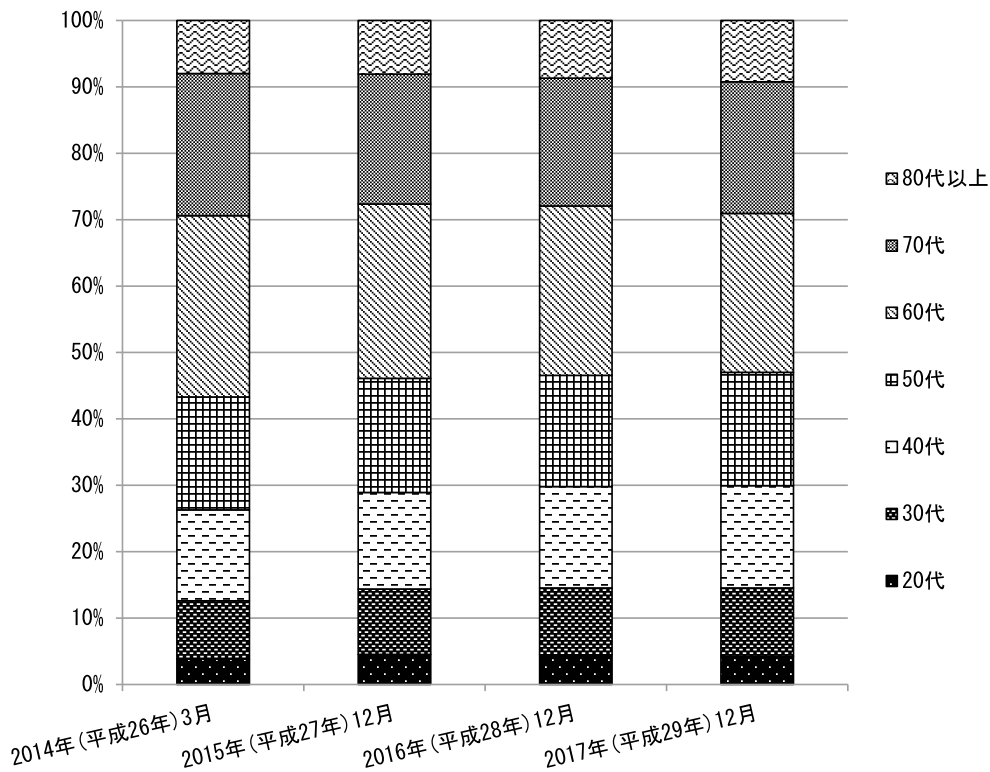
図2 NISA口座開設総数の推移



(注) 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成26年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成27年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成28年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成29年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成30年9月30日現在)』 <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html> (2019年1月17日)より筆者作成

63.3%を占めていたが、年々その割合は低くなってきている。また、図4の年代別NISA買付額割合もNISA導入当時の2014年(平成26年)1月末は60代以上が63.5%を占めていたが、その割合は低くなってきている。しかしながら、2017年(平成29年)12月においてもなお年代別のNISA口座割合、NISA買付額割合ともに60代以上が半数以上を占めているのである。

図3 年代別口座割合



(注) 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成26年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成27年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成28年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成29年12月31日現在) <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html>(2019年1月17日)より筆者作成

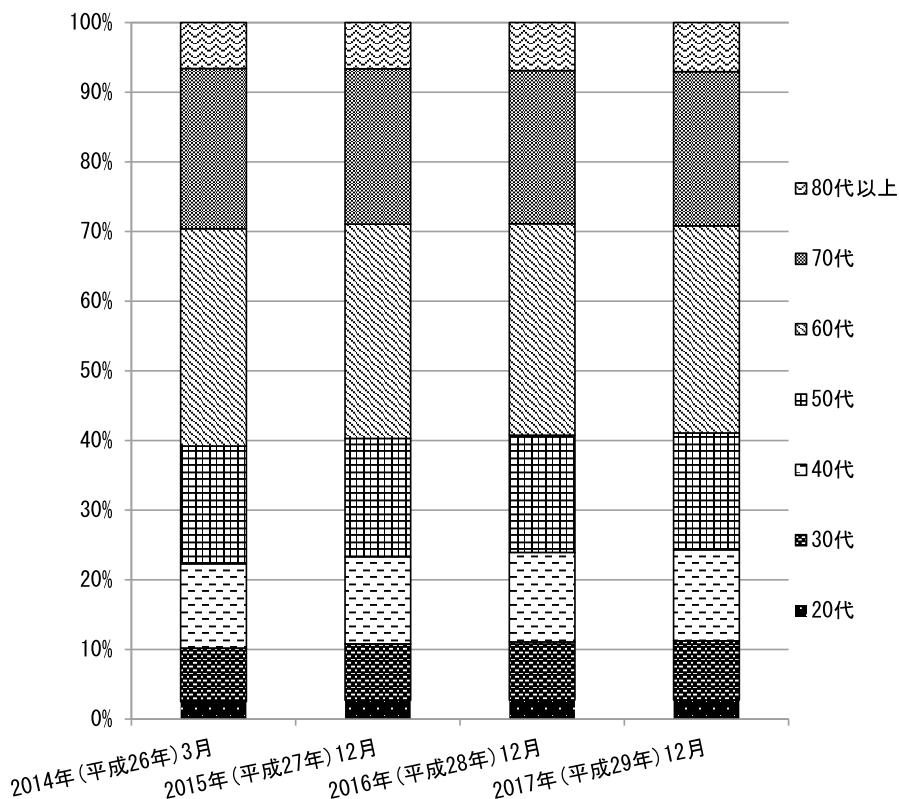
そして、2014年(平成26年)12月末から2017年(平成29年)12月末までの、その年の利用枠での買付額の推移を示したものが図5である。買付額は、やや増減は見られるがほぼ一定となっている。しかし、買付額の累積は、年々大きくなっているのである⁽⁴⁾。

(2) ジュニア NISA の利用状況

2016年(平成28年)4月1日にジュニア NISA が導入された。ジュニア NISA の口座数は、導入初年度の2016年(平成28年)12月末では194,579口座だったが、2017年(平成29年)12月末には257,404口座に、公表されている最新データの2018年(平成30年)9月末では300,494口座と増加している。また、ジュニア NISA での買付額は、2016年(平

(4) 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成26年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成27年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成28年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成29年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成30年9月30日現在) <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html>(2019年1月17日)

図4 年代別 NISA 買付額割合



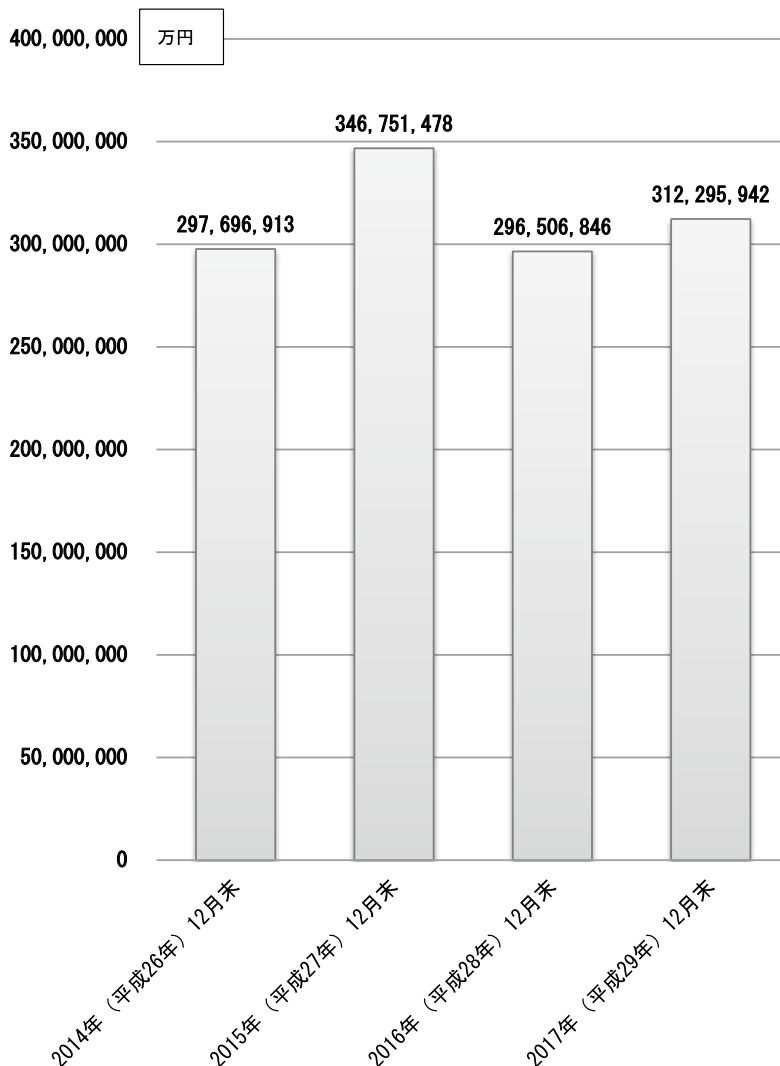
(注) 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成26年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成27年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成28年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成29年12月31日現在)』
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html>(2019年1月17日)より筆者作成

成28年)の利用枠で2,884,482万円, 2017年(平成29年)の利用枠で3,776,297万円であり, 2018年(平成30年)は1月~9月までになるがこの年の利用枠ですでに3,708,747万円となっている⁽⁵⁾。

2014年(平成26年)1月1日のNISA導入から5年を経過し, ジュニアNISAの創設, つみたてNISAの創設と, 制度の拡充とともにNISA口座(つみたてNISA含む), ジュニアNISAとも口座数は年々増加し, 毎年の枠での買付額に大きな増加は見られないものの累積では増加している。また, NISA創設時から口座数・買付額とも60代以上の割合が高い状況である。

(5) 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成28年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成29年12月31日現在)』, 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査(平成30年9月30日現在)』
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html>(2019年1月17日)

図5 買付額の推移



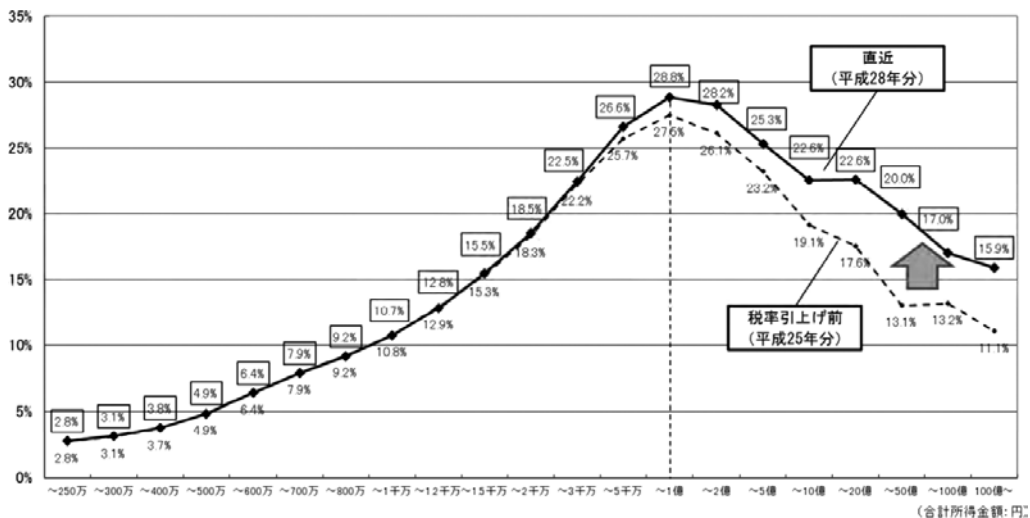
(注) 金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成26年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成27年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成28年12月31日現在)、金融庁『NISA口座の開設・利用状況調査』(平成29年12月31日現在) <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html>(2019年1月17日)より筆者作成

4. 個人所得課税における金融所得課税

図6は、2018年10月23日の政府税制調査会で資料として示された「申告納税者の所得税負担率」である。

本資料について、2018年10月23日の政府税制調査会で、主税局税制第一課長は、「所得の階級別に所得税の負担率を見ておりますが、1億円のところから負担率が下がって

図6 申告納税者の所得税負担率



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

(出所) 政府税制調査会『説明資料(個人所得税)』2018年10月23日

く状況にある。これは先ほどの10%から20%へという金融税率の均衡化という過程で若干改善はしているのですが、山の形状というものは引き続き残っている。」⁽⁶⁾と説明しているところである。

つまり、申告所得税においては、1億を境に所得税の負担率が下がるのである。この理由として、金融所得課税の一部について、総合課税よりも低い税率で税が課されていることがある。上記の主税局税制第一課長の説明のとおり、税率が所得税と住民税を合わせ10%から20%に引き上げられたことで、所得税負担率は高くなり、かつ、その傾向は所得が高いほど強くなった。

この点について、山本守之教授は、分離課税が適用される金融所得課税制度の問題点を指摘した上で、「分離課税のすべてを総合課税とすることは無理であっても、分離課税の税率を引き上げる程度ができるだろう。」⁽⁷⁾と述べ、金融所得が多くを占める高所得者の税負担が軽くなっている問題の改善をすべきとしている。

しかし、上記のように1億円以上の所得者層で所得税負担率が低くなるという点について、大和証券金融調査部は、各所得者層の人数が考慮されていない点(全体では1億円以上の所得者層の割合は僅かである)、申告納税者のみを対象としており申告を行わない給与所得者層等を含まない点、株式所得について申告納税が行われた者のみを対象とし源泉徴収ありの特定口座利用者や申告不要の配当を得ても確定申告なしで納税が行われた株式

(6) 政府税制調査会『税制調査会(第19回総会)議事録』2018年(平成30年)10月23日

(7) 山本守之「金融所得課税を考える」『税務弘報』2018年12月, p. 13

所得を含まない点に問題があると指摘している⁽⁸⁾。

そして、大和証券金融調査部は、申告をせずに納付された税額を各所得者層別に推計・配分して修正し、税率引上げ効果を試算している。その結果、税率が現行の20%から25%へと5%引き上げられた場合、「税収の増加額は約5,500億円で、このうち年間所得金額1億円超の層の増税合計（増収）額は約1,050億円なのに対し、1億円以下の層は約4,450億円である。年間所得金額が500万円以下の層でも1,500億円の増収となる。これを見る限り、富裕層よりも、中堅以下の所得者層に対する課税強化の影響がはるかに大きいことがわかる。」⁽⁹⁾としている。さらに、「金融所得税率の引上げは、富裕層への課税強化のように見えるが、実態はむしろ大衆増税なのである。」⁽¹⁰⁾としている。

さらに、我が国の周辺諸外国の金融所得課税が我が国の金融所得課税よりも負担が低いことを示し、高所得者の国外出国の可能性を指摘し、「超富裕層のみをターゲットとした課税強化についても、慎重な検討が必要であろう。」⁽¹¹⁾と結論づけている。

また、岡直樹氏は、高所得者に関する所得課税の分析を行っている。岡直樹氏は分析の結果、「所得額及び所得税額は高額所得者に集中していることがある。高額所得者は経済実態を踏まえた“現実の課税ベース”（税収源）として極めて重要な存在である。また、こうした集中傾向は強まっている。」⁽¹²⁾とし、さらに、所得税収は少数の高額所得者に支えられているが、これは高い税率の累進税率によるものではない点を指摘し、さらに高所得者の所得構成では金融所得や資本所得の割合が大きいことも指摘している⁽¹³⁾。そして、「金融所得や資本所得の割合が大きいことは、わが国の所得税について考えるとき、国際的な視点も重要であることを強く示唆している。」⁽¹⁴⁾とし、「わが国の非居住者となった後に例えば譲渡所得が帰属した場合、そもそもわが国での居住者としての課税は行われない。こうした、非居住者になることを利用した節税・租税回避が実際に意味を持つのは、ごく少数の高額所得者である。」⁽¹⁵⁾と、高所得者に関して、国外への出国に伴う租税回避行為も考慮の必要性があるとの指摘しているのである。

5. むすびにかえて

現行の我が国の金融所得課税制度では、金融所得の多くは、分離課税制度や申告不要制度で課税関係を完結させることが可能である。また、その税率は高所得者ほど総合課税制

(8) 吉井一洋、是枝俊悟、金本悠希、小林 章子『金融所得、税率引上げ検討？ 金融所得税率引上げは、富裕層課税強化にみせかけた大衆増税』大和証券金融調査部、2018年3月2日、p. 3

(9) 同上、p. 5、ただ、平均税率では年間所得金額1億円超の層の方がこれ以下の層よりも税率引上げに伴う上げ幅が大きくなるともしている。

(10) 同上、p. 5

(11) 同上、p. 7

(12) 岡直樹「日本の所得税負担の実態—高額所得者を中心に—」『ファイナンシャル・レビュー』平成26年第2号（通巻第118号）、2014年3月、p. 68

(13) 同上、p. 68

(14) 同上、p. 69

(15) 同上、p. 69

度で適用される税率よりも低くなっている。かつて、高所得者優遇との批判から、上場株式等の譲渡益や配当の10%の軽減税率制度に代わり導入されたNISAは、その後のジュニアNISA、つみたてNISAの導入もあり、導入後年々口座数を増加させており、毎年の枠内での買付額には大きな増加は見られないものの、累積でみると買付額は導入後大きく増加し、少額投資に対する優遇措置としての役割を果たしてきているといえよう。

以上のような我が国の金融所得課税制度を背景に、所得税における所得税負担率を確認すると、1億円未満の所得を得る所得者層に比べると1億円以上の所得を得る所得者層での金融所得の占める割合は高く、申告所得税実績による分析では1億円以上の所得者層で所得税負担率が低くなっている。しかし、前述のとおり、金融所得については申告を要せずに課税関係を完結させることも可能であることから、申告所得税実績のみで所得税負担率を考慮することには問題がある。

大和総研調査部では、このような申告所得税実績に基づく分析について問題点があることを指摘するとともに、申告なしのデータも含め試算し、金融所得課税について現行の20%から25%に引き上げられたときの分析を行っている。その結果、確かに、所得税の負担率では1億円以上の所得者層で負担率が引き上げられるが、税率引き上げによる影響はこれらの高所得者層にとどまらず、中間所得者層にも及び、かつ、税収ベースでいうと高所得者層よりも中間所得者層の方が大きな影響を受けることを指摘している。

また、大和総研調査部は税率引き上げに伴う国外への出国と、これに伴う租税回避行為について考慮が必要であることを指摘しており、高所得者に関する分析を行った岡直樹氏もこのように国外の制度を利用した租税回避行為のメリットは高所得者にこそあるとの点を指摘している。

以上より、上場株式等の譲渡益や配当の10%軽減税率制度は20%へと改正されたが、まだ、多くの金融所得に設けられている分離課税、申告不要制度は、金融所得が多くを占める高所得者層に大きな恩恵を与える制度となっている。しかしながら、現在は、グローバルなレベルでの人や物の交流が活発になっており、国境を超えての租税回避行為も問題となっている。そして、北欧諸国で資産性所得を利用した租税回避の例があるように、安易な金融所得への課税強化は租税回避行為の誘因となることも懸念され、その判断が難しいところである。

そこで、以前から筆者が指摘しているところであるが、国際連帯税の一形態である金融取引税⁽¹⁶⁾を導入することで、金融所得に関する課税強化を行い、金融所得が多くを占める所得が1億円以上の高所得者層への課税強化を検討してもよいのではなかろうか。

(2019.1.20 受稿, 2019.3.8 受理)

(16) 金融取引税については、拙著「経済成長に寄与する金融所得課税のあり方」『千葉商大論叢』52巻1号、pp. 57-74、2014年9月を参照されたい。

〔抄 録〕

我が国では、上場株式等の譲渡益や配当に対する軽減税率制度導入など、経済成長を目的とする投資促進のための金融所得課税制度が整備されてきた。しかし、このような税制は、低所得者よりも高所得者に大きな恩恵を与えるもので、長年、格差拡大の要因であるとの指摘もなされてきたところである。

本論文では、まず、現行の金融所得課税制及びNISAの利用状況を確認すると現行の我が国の金融所得課税制度では、金融所得の多くが分離課税制度や申告不要制度で課税関係を完結させることが可能であり、その税率は高所得者ほど総合課税制度で適用される税率よりも低くなっている。そして、高所得者優遇との批判から、上場株式等の譲渡益や配当の10%の軽減税率制度に代わり導入されたNISAを確認すると、制度の拡充とともに、導入後年々口座数、買付額の累積とも大きく増加し、少額投資に対する優遇措置として、投資促進という役割を果たしてきているといえよう。

以上のような我が国の金融所得課税制度を背景に、所得税における所得税負担率を確認すると、1億円未満の所得を得る所得者層に比べると1億円以上の所得を得る所得者層での金融所得の占める割合は高く、申告所得税実績による分析では1億円以上の所得者層の税負担率が低くなっている。このため、分離課税や申告不要となっている金融所得の税率を引き上げることで高所得者の税負担率を引き上げ、公平を担保すべきとの意見もある。しかし、金融所得については多くが申告を要せずに課税関係を完結することが可能であるため、申告所得税実績のみで所得税負担率を考慮することには問題があるとの指摘もある。

上場株式等の譲渡益や配当の10%軽減税率制度は20%へと改正されたが、まだ、多くの金融所得に設けられている分離課税や申告不要制度は、金融所得が多くを占める高所得者層に大きな恩恵を与える制度となっている。しかしながら、現在は、グローバルなレベルでの人や物の交流が活発になっており、国境を超えての租税回避行為も問題となっている。そして、北欧諸国で資産性所得を利用した租税回避の例があるように、安易な金融所得への課税強化は租税回避行為の誘因となることが懸念され、その判断が難しいところである。

そこで、以前から筆者が指摘しているところであるが、国際連帯税の一形態である金融取引税を導入することで、金融所得に関する課税強化を行い、金融所得が多くを占める所得が1億円以上の高所得者層への課税強化を検討してもよいのではなかろうか。